

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成21年 3 月 3 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 閉会中の議員辞職の許可報告について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 市長招集あいさつ
- 日程第 6 議案第 2 号 愛西市総代の設置に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6 号 愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7 号 愛西市下水道条例の制定について
- 日程第12 議案第 8 号 愛西市個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第13 議案第 9 号 愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第14 議案第10号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第15 議案第11号 愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 愛西市ちびっこ広場設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第21 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第22 議案第18号 愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第19号 市道路線の廃止について
- 日程第24 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第25 議案第21号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第26 議案第22号 平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第27 議案第23号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

て

- 日程第28 議案第24号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第25号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第26号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第27号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第28号 平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 議案第29号 平成21年度愛西市一般会計予算について
- 日程第34 議案第30号 平成21年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第35 議案第31号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第32号 平成21年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第37 議案第33号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第38 議案第34号 平成21年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第35号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第40 議案第36号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第37号 平成21年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第42 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第43 請願第1号 公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願について
- 日程第44 請願第2号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願について
- 日程第45 請願第3号 「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正を求めめる請願について
- 日程第46 請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について
- 日程第47 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第48 選挙第2号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（議会選出）
- 日程第49 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（市長推薦）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番 前田 芙美子 君
3番 三輪 久之 君

2番 鷲野 聡明 君
4番 日永 貴章 君

5 番 吉 川 三津子 君
 7 番 岩 間 泰 彦 君
 9 番 村 上 守 国 君
 11番 鬼 頭 勝 治 君
 13番 近 藤 健 一 君
 15番 後 藤 和 巳 君
 17番 加 藤 和 之 君
 19番 大 島 功 君
 21番 永 井 千 年 君
 23番 中 村 文 子 君
 25番 加 賀 博 君
 28番 佐 藤 勇 君
 30番 柴 田 義 継 君

6 番 榎 本 雅 夫 君
 8 番 田 中 秀 彦 君
 10番 真 野 和 久 君
 12番 八 木 一 君
 14番 小 沢 照 子 君
 16番 堀 田 清 君
 18番 古 江 寛 昭 君
 20番 大 宮 吉 満 君
 22番 黒 田 国 昭 君
 24番 加 藤 敏 彦 君
 26番 宮 本 和 子 君
 29番 太 田 芳 郎 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	中 野 正 三 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	加 藤 久 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	櫻 井 義 久 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊 藤 忠 俊	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、7番・岩間泰彦議員、8番・田中秀彦議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成20年12月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成20年12月22日に、委員全員と正・副議長にも御出席をいただきまして開催をいたしました結果、会期は本日3月3日から3月24日までの22日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より24日までの22日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より24日までの22日間と決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・閉会中の議員辞職の許可報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・閉会中の議員辞職の許可報告を行います。

去る2月27日、石崎たか子議員から、一身上の都合により、2月28日をもって議員を辞職し

たい旨の願い出がございましたので、２月28日に地方自治法第126条の規定により許可いたしましたので、会議規則第138条第２項の規定により報告をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### ◎日程第４・諸般の報告について

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第４・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催をされておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の村上守国議員、お願いいたします。

##### ○９番（村上守国君）

海部南部水道企業団の報告をいたします。

平成20年第４回定例会が、20年12月24日に開催されました。

付議事件といたしまして、議案第16号：平成20年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第４号）について。収益的収入、補正額25万円、予算総額23億2,652万6,000円であります。この補正額につきましては、消費税及び地方消費税還付金であります。収益的支出につきましては、補正額が1,281万1,000円、予算総額が22億1,602万5,000円であります。この補正額につきましては、給水管修繕工事費と老朽管更新工事及び配水管工事に伴う除却損であります。採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

続きまして、平成21年第１回定例会が21年２月20日から２月27日まで開催されましたので、報告いたします。

付議事件といたしまして、議案第１号：愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について。これにつきましては、地方自治法の一部改正に伴い変更するものであります。

議案第２号：平成20年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第５号）について。収益的収入、補正額43万1,000円、予算総額23億2,695万7,000円であります。補正額につきましては、消費税及び地方消費税還付金であります。資本的収入、補正額、減額906万1,000円、予算総額6億188万7,000円であります。補正額の減額理由につきましては、立田、弥富排水場設備更新事業に伴う国庫補助金の額の確定によるものであります。

議案第３号：平成21年度海部南部水道企業団水道事業予算についてであります。収益的収入、予算総額23億6,595万8,000円であります。対前年度比２％の増であります。収益的支出、予算総額22億8,543万2,000円、対前年度比4.6％の増であります。資本的収入、予算総額３億8,191万8,000円、前年度比37.5％の減であります。資本的支出、予算総額10億1,495万5,000円あります。前年度比39.3％の減であります。今回、資本的収入、支出につきましては減でございますが、これにつきましては、弥富・立田排水場の更新事業が５年間の計画で実施いたしました、終了したのによって減ということでございます。

議案第１号から議案第３号まで、それぞれ採決の結果、各議案とも全員賛成で原案どおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合議会の報告を行います。

平成21年第1回海部地区環境事務組合議会定例会が2月18日、津島の新開センターで開かれました。

今回、津島市の津田秀吉議員が亡くなったため、新しく中村勝司議員が組合議員となりました。

この日の付議事件は2件であります。議案第1号としては、平成20年度の海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第4号）について、補正額は1億7,426万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億743万1,000円とするもので、審議の結果は全員賛成で可決されました。

議案第2号として、平成21年度海部地区環境事務組合一般会計予算について、歳入歳出それぞれ45億5,865万8,000円で、審議の結果は全員賛成で可決されました。

平成21年度の愛西市の負担金は7億9,312万7,000円となっております。あと、資料として経過報告を用意いたしておりますので、御一読ください。以上であります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の後藤和巳議員、お願いいたします。

○15番（後藤和巳君）

海部地区休日診療所組合の報告をさせていただきます。

平成21年2月16日、海部地区休日診療所において、平成21年第1回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：海部地区休日診療所組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

議案第2号：地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、これも全員賛成で可決されました。

議案第3号：海部地区休日診療所組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

議案第4号：平成20年度海部地区休日診療所組合一般会計補正予算（第1号）について討論が行われ、補正額24万8,000円、これの内訳は、預金の満期による利息計上でございます。補正後の予算総額1億1,347万8,000円となり、全員賛成で可決されました。

議案第5号：平成21年度海部地区休日診療所組合一般会計予算について、21年度予算総額1億1,440万円で、全員賛成で可決されました。

議案第6号：愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、これも全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の近藤健一議員、お願いいたします。

### ○ 13 番（近藤健一君）

海部地区水防事務組合の報告をさせていただきます。

平成21年第1回定例会が平成21年2月4日、蟹江町中央公民館分館で行われました。

付議事件といたしまして2件ありまして、1件は、愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第2号の平成21年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出予算について、予算総額3,015万円であります。両方とも全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

### ○議長（加賀 博君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成20年11月から平成21年1月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、上下水道部長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

### ○上下水道部長（飯田十志博君）

議長さんよりお許しをいただきましたので、一言おわびを申し上げます。

さきの12月議会の小沢議員の一般質問におきまして、質問の趣旨を間違えて答弁をしましたことにより、議会運営に御迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。今後はこのようなことが起きないように気をつけますので、よろしくお願いをいたします。

つきましては、大変遅くなりましたが、この場をかりまして正しい数字を御報告させていただきたいと存じます。

平成19年度分の水道料金の19年度末の未納額でございますが、全体で1,630万5,290円でございます。同じく19年度末の収納率につきましては、全体で96.14%、佐織地区が96.10%、八開地区が96.28%でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

お許しをいただきまして、冒頭のごあいさつをさせていただきます。

本日、ここに平成21年3月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわらず御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

歳月が過ぎるのは早いもので、平成17年5月に初代市長に就任させていただき、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力により市政運営に取り組んでまいりましたが、本定例会が私の任期中における総仕上げの定例会でございます。これまでの皆様方の御支援、御協力に對しまして、改めて深く感謝申し上げる次第であります。ありがとうございました。

本来でありますと、新年度の市政運営に望む所信の一端を述べさせていただくところでありますが、市長選挙が4月に予定されており、今定例会で御審議をお願いする平成21年度予算案は、行政運営の基本となる義務的経費を中心とした骨格予算案となっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

我が国の経済は、自動車や情報家電などの輸出産業が大きな位置を占めており、ザブプライムローン問題等に端を発した急速な世界経済の低迷により、大きな影響を受けているところであります。

先日発表されました2008年10月から12月期の国民総生産の速報値は、年率換算で12.7%減となっており、戦後最大の経済危機に直面いたしている現状であります。

一方、愛知県の経済も自動車等の輸出産業に大きく依存しており、国と同様に大きな打撃を受けているところであります。

先ごろ発表されました愛知県の新年度予算案によれば、自動車産業に依存してきた県財政の脆弱さが見受けられ、法人二税を中心とした3,600億円に及ぶ大幅な税収減に伴って、事務事業の見直し等による徹底した歳出カットが行われ、予算編成がまとめられています。

当愛西市の状況であります、今回の経済不況による直接的な影響は少ないものの、自主財源に乏しいという財政面の脆弱さに何ら変わりはなく、今後も引き続き事務事業の見直しを初めとした効率的で持続可能な行政運営を行っていかねばならないものと考えております。

さて、本年度主要施策の一つとして進めてきました北河田並びに西川端の2児童館と八輪子育て支援センターの建設工事が間もなく完成の運びとなりました。3月26日の合同竣工式並びに開設に向けた準備を進めているところであります。竣工式には、議員各位に御出席を賜りたく、お願いを申し上げます。おかげをもちまして、今回の3施設を整備いたしましたことにより、全小学校区に児童館、または子育て支援センターを設置することができました。子育て支援、児童の健全育成の拠点として、また、地域における子供たちの集いの場となるよう、有効な活用に努めてまいります。

平成21年度予算編成に当たっては、昨年と同様に歳出予算枠配分による予算編成といたしました。「既存事業ありき」の意識を捨て去り、聖域を設けることなく、既存事業の廃止を含め、緊急性・優先度等の視点から見直しを徹底するよう取り組んだところであります。冒頭で申し上げましたように、行政経営の基本的経費を中心とした、いわゆる骨格予算編成の内容となっております。

新年度の一般会計と特別会計及び企業会計の予算総額は339億960万8,000円で、前年比4.6%の減となっております。

一般会計歳入歳出総額は189億800万円で、前年度比3.3%の減となっております。

一般会計を主に、その概要を総合計画の基本計画における理念別に御説明を申し上げます。

「和み」として、犯罪が少なく、幾つになっても安心して平和に暮らせるまちをつくる施策では、勝幡駅前広場整備事業を引き続き進めるため、土地購入費、物件補償費を、また橋梁の長寿命化を図るための修繕計画書策定及び市内の道路改良工事費の計上をしております。

「ゆとり」として、住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまちをつくる施策では、農業の健全な発展を図ることを目的に、新たに農業振興地域整備計画書の策定に着手し、介護予防、子供医療については、市民ニーズにこたえられるよう予算を計上いたしました。

「安心」として、地域の中でお互いが支え合い、安心して暮らせるまちをつくる施策では、平成22年度までの学校施設耐震補強計画により、小・中学校建物耐震補強工事で4小学校、1中学校の工事を、災害対策事業では、洪水ハザードマップの作成などを計上しております。

「快適」として、生活環境の快適性が図られ、利便性に配慮されたまちをつくる施策では、農業集落排水事業等及び公共下水道事業のための特別会計への繰出金を計上しております。

「便利」として、仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことのできるまちをつくる施策では、仕事と育児を両立できる環境や地域の中で子育てを支援する体制の整備を図るファミリー・サポート・センター事業委託料を計上しております。

「健やか」として、未来に向けて子供たちの健やかな成長を願い、その環境があるまちをつくる施策では、障害児童・生徒の生活支援を行う特別支援教育支援員配置事業を進めるため、必要な小・中学校に配置するための委託料を計上しております。

なお、予算の詳細については、概要書としてまとめたものをお手元に示させていただいておりますので、参考にしていただきたく存じます。

今定例会に提案申し上げます議案は、条例の制定並びに全部改正及び一部改正で14議案をお願いしておりますが、そのうち主な提案理由について述べさせていただきます。

総代の設置に関する条例の制定につきましては、市の一体性を確立するために懸案でありました総代制を4月からスタートするに伴い、報酬を支給するため、本条例の制定をお願いするものであります。

介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきましては、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制する必要な経費を国から交付を受けるために、本条例の制定をお願いするものであります。

下水道条例の制定につきましては、平成22年3月の一部供用開始に先立ち、本条例の制定をお願いするものであります。

個人情報保護条例の全部改正につきましては、個人の権利利益を保護し、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明確にして、個人情報の取り扱いに関する基本的事項の規定整備を行うため、改正をお願いするものであります。

部設置条例及び特別職報酬等審議会条例の一部改正につきましては、市民ニーズへの対応、効率的な行政運営を目指した事務組織・機構の見直しにより、関係する部分の改正をお願いす

るものであります。

国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行によりお願いするものであります。

介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険料の額の改定等によりお願いをするものであります。

また、平成20年度一般会計、特別会計・企業会計補正予算7議案をお願いしておりますが、事業実績見込みにより補正計上をお願いしております。

以上、本会議に条例の制定6件、全部改正3件、一部改正5件、規約の変更2件、指定管理者の指定1件、市道の廃止並びに認定各1件、平成20年度補正予算8件及び平成21年度当初予算9件、諮問1件の合計37件をお願いしております。

御提案申し上げます議案につきましては、それぞれ担当から詳細説明をさせていただきます。各議案とも審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第2号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市総代の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

ただいま上程となりました議案第2号について、提案並びに御説明を申し上げます。

議案第2号：愛西市総代の設置に関する条例の制定について。

愛西市総代の設置に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、総代制を確立し、市政の民主的かつ能率的な運営に資するために本条例を定める必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第1号：愛西市総代の設置に関する条例でございます。

条例を御説明申し上げる前に、本日お手元の方に、本条例の制定の概要を配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。合併後、検討を重ねてまいりました行政区の区域及び自治組織のあり方等につきまして、平成21年度より行政区単位による総代制としての形がほぼ整ってまいりましたので、市として総代さんへ報酬を支払うことといたしました。これまでにつきましては、規則で総代の設置を規定しておりましたが、報酬の規定を加えることによりまして、条例として新たに制定をさせていただくものでございます。

それでは説明をさせていただきますので、条例の方、お願いをいたします。

第1条は、目的を定めておりまして、総代を置き、地域との連絡、協調を図り、市政の民主

的な運営に資することを規定いたしました。

第2条は、行政区単位で各1人の総代を置く規定でございます。

第3条は、総代の身分を非常勤の特別職といたしまして、地域からの推薦者を市長が委嘱する規定でございます。

第4条は、任期として1年と規定をいたします。

第5条は、地域内の住民自治に関する事務及び広報等の配布、文書の回覧、行政との連絡調整など、業務を規定したものでございます。

第6条は、総代間の連携を図るがために総代会を設置いたしまして、役員さん、会長さん、副会長さんを置く規定でございます。

第7条につきましては、第6条の総代会との連絡調整を図るがために、佐屋、立田、八開、佐織の各地区代表総代さん4人、合わせまして16人で連絡調整会議を設置いたしまして、設置するその報酬を支払うための規定でございます。

第8条は、総代に報酬額、年8万1,600円を規定するものでございます。

第9条におきましては、第5条の職務を行っていただくための必要経費といたしまして、市から行政事務委託料を予算の範囲内で前期分と後期分の年2回お支払いをする規定でございます。

第10条につきましては、総代に関する事務局は総務課とする規定でございます。

第11条につきましては、この条例以外の必要な事項は市長が別に定める委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第3号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第3号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第3号について御説明申し上げます。

愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。

愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、本条例を定める必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第2号：愛西市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

まず第1条、設置規定でございますが、国の生活対策といたしまして、介護報酬改定等によ

り、介護従事者の処遇改善を図ることとされましたが、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置といたしまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることとなりました。この交付金の受け入れにつきましては、平成20年度において受け入れ、当該交付金の目的のために用いるとともに、交付金を適正に管理・運営するための基金を設置するよう指導がありますので、本基金を設置するものでございます。

第2条といたしましては、積み立ての規定でございます。介護報酬改定に伴う増加分が交付されます。

第3条は、現金の管理についての定めでございます。

第4条につきましては、基金から生ずる運用益金、利息等でございますが、その処理について定めるものでございます。

第5条につきましては、繰りかえ運用について定めております。

第6条につきましては、基金の処分についての規定です。交付金の趣旨に沿った経費の財源に充てていきたいというふうに考えております。

第7条につきましては、市長への委任に関する規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、執行についての規定でございますが、今回の措置は、第4期計画期間に限った措置であること。当該事業終了後、基金は解散することになっております。したがって、解散時に残額がある場合は、国に返還するということになるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第4号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第4号について御説明を申し上げます。

愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、保健・福祉に関する複合公共施設の条例の整理をするため、本条例を定める必要があるからでございます。

この後も続いていろいろ提案をさせていただいておりますが、保健・福祉に関する複合施設の一連の条例の整理につきましては、建物ごとに規定されている条例を同じ目的の施設ごとにまとめて条例を制定するもの。あるいは、施設の使用実態に合わせた名称に変更するもの。効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入するために改正をするものであります。

はねていただきまして、愛西市条例第3号：愛西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例。

本条例につきましては、佐屋老人福祉センター湯の花の里内にあります佐屋老人福祉館、佐織総合福祉センター内にあります佐織老人福祉センター、八開総合福祉センター内にあります老人憩の家とデイサービスセンターをあわせて八開老人福祉センターと改めまして、これら同じ目的の3施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定するものです。

八開老人憩の家につきましては、入浴施設や共用娯楽室、会議室などもございまして、他地区の施設と比べてみた場合、老人福祉センターと似ておる状況でございます。また、八開デイサービスセンターにつきましては、介護保険によるデイサービスではなく、虚弱老人に対するデイサービスでございます。したがって、両者を統合いたしまして、八開老人福祉センターとして位置づけ、従来の事業も継承していきたいというふうに考えております。

第1条、趣旨以下本則につきましては、従前のそれぞれの規定を踏まえた内容とさせていただきます。

なお、2ページ、第10条、指定管理者による管理、第11条、指定管理者が行う業務の規定により、老人福祉センターの管理運営につきましては、指定管理者制度を導入できるようにしております。

3ページの附則でございます。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、この条例の制定によりまして不要となります既存の条例を廃止するものでございます。

第3項につきましては、経過措置といたしまして、従前の条例に基づく行為の効力を引き継ぐための経過措置を規定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第5号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、議案第4号と同様でございます。

はねていただきまして、愛西市条例第4号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に

関する条例。

本条例につきましては、佐屋老人福祉センター湯の花の里内にあります佐屋デイサービスセンター、佐織総合福祉センター内にあります佐織デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を新たに制定するものでございます。

なお、佐屋デイサービスセンターにつきましては、半日のデイ、——第1デイサービスセンターと称しておりますが、半日のデイと1日のデイ（第2デイサービスセンター）の2ヵ所を運営しておりましたが、半日デイサービスセンターの利用者が減少してまいりましたので、1ヵ所で二つのデイを運営していくということにさせていただきたいというふうに思っております。

第1条、趣旨以下本則につきましては、従前のそれぞれの規定を踏まえた内容とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、2ページ、第9条、指定管理者による管理、3ページ、第10条、指定管理者が行う業務の規定を加えさせていただきまして、デイサービスセンターにつきましても、指定管理者制度を導入できるようにしております。

4ページの附則をごらんいただきたいと思います。

施行期日でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置につきましては、従前の条例に基づく行為の効力を引き継ぐための経過措置の規定でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第6号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第6号：愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第6号について御説明申し上げます。

愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由等につきましては同様でございますので、省略させていただきます。

はねていただきまして、愛西市条例第5号：愛西市佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例。

本条例につきましては、佐織総合福祉センター内にあります佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

第1条、趣旨以下本則につきましては、従前のそれぞれの規定を踏まえた内容とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次ページの附則でございますが、この条例につきましては、平成21年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第7号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第7号：愛西市下水道条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第7号：愛西市下水道条例の制定について御説明させていただきます。

愛西市下水道条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法に基づく愛西市公共下水道の設置並びに管理及び使用等に関し必要な事項を定める必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第6号：愛西市下水道条例でございますが、この条例につきましては、平成14年度に認可を受けました日光川下流流域下水道が平成22年3月末に一部供用開始されるのに先立ちまして、愛西市の公共下水道の設置及び管理並びに使用などについて必要な事項を定めるものでございます。

なお、章立てになってございますので、章ごとに説明をさせていただきたいと存じます。

まず第1章、総則でございます。

第1条から第3条でございますが、愛西市公共下水道の設置並びにこの条例の目的と用語の意義について定めるものでございます。

次に第2章、第4条から第8条でございます。排水設備の設置等につきましては、公共下水道に接続する排水設備について、計画や接続方法並びに工事の実施や検査について定めるものでございます。

次に、第3章でございます。

第9条から第16条でございますが、公共下水道の使用につきましては、下水道の施設の機能を妨げ、または施設を損傷するおそれのある汚水を流す場合の必要な措置について定めるとともに、使用開始などの届け出や一時的に使用する場合について定めるものでございます。

次に、第4章でございます。

第17条から第28条でございますが、使用料につきましては、公共下水道の利用者から使用料を徴収するための算定方法や減免などについて必要な事項を定めるものでございます。

また第21条では、徴収事務について定めておりまして、第3項では、事務手続の一部を海部南部水道企業団並びに愛西市上水道事業にお願いする旨を定めております。

また第22条以降につきましては、督促並びに滞納処分について定めております。

次に、第5章でございます。

第29条から第34条まででございますが、行為の許可等につきましては、法第24条第1項の規定による行為、いわゆる公共下水道の排水施設の構造部分に接続することでございますが、そういう場合の許可や占用の場合の許可などについて定めております。

また第34条では、排水設備、指定工事店などの手数料について定めさせていただいております。

次に第6章、雑則でございます。

第35条でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項について規則で定める旨の規定でございます。

第7章、罰則でございます。

第36条から第38条でございますが、過料に処される場合について定めたものでございます。

なお、この条例につきましては、附則としまして、平成21年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第8号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第8号：愛西市個人情報保護条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第8号：愛西市個人情報保護条例の全部改正について、提案及び内容の説明について御説明申し上げます。

議案第8号：愛西市個人情報保護条例の全部改正について。

愛西市個人情報保護条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、個人の権利利益を保護する上で、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明確にし、個人情報の取り扱いに関する基本的事項について規定の設備を行う必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第7号：愛西市個人情報保護条例。

愛西市個人情報保護条例の全部を改正するということで、本日、資料1ということで、今回の全部改正の内容を集約したものをお手元の方にお配りをしておりますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

資料2の方をごらんいただきたいと思います。

それでは、資料2によりまして、主な内容について御説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、大きな一つといたしまして、行政機関の保有する個人情報

の保護に関する法律に規定する国の行政機関における個人情報の取り扱いに関する規定に準じまして整備をするものでございます。そして、主な内容につきましては、一つといたしまして、事後情報の開示等について、請求及び決定に係る手続に関する規定の充実を図るものと。この関係条文にいたしましては、第14条から第39条にかけて整備を図るものでございます。

二つ目といたしまして、開示請求に対し、不開示とされる情報について、情報公開条例と整合性を保つための該当事項の整理を図るものでございます。関係条文といたしましては、16条第1号から第8号にかけて整備を図るものでございます。

三つ目といたしまして、開示決定等に対する不服申し立ての手続に関する規定の充実を図るものということでございまして、該当条文につきましては、第40条から第42条において整備を図るものでございます。

四つ目といたしまして、条例の規定が適用されない個人情報として、適用除外の規定を設けるものということで、この適用除外の関係につきましては、第47条で規定の整備を図るものでございます。

そして、大きく二つ目といたしましては、現行条例におきましては、職員や受託者等につきまして罰則規定を設けておりません。職員につきましては、地方公務員法の守秘義務違反や刑法の処罰規定により、また新たにその受託者につきましては、契約の解除、損害賠償など、民法上の制約を科すことをされていたものを、現状の取り扱いを個人情報の漏えいが個人の権利・利益や社会に重大な影響を及ぼすことを考慮いたしまして、罰則の対象及び量刑を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において設けられた罰則に準じ、新たに今回規定をさせていただくものでございます。

内容の方に、罰則の規定につきましては、1号から4号ということで、それぞれ規定を設けさせていただいておりますけれども、こういった形で一応条文の整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例とあわせまして、第4項におきまして、愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正をお願いしております。これは、資料2ということで、新旧対照表をお手元の方にお配りをさせていただいておりますけれども、愛西市個人情報保護条例との整合性を保つため、該当事項の整理を図るため、字句等の改正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第9号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第9号：愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第9号について御説明申し上げます。

愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について。

愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。
本日の提出、市長名でございます。

提案理由につきましては他の施設と同様でございます。よろしくお願いいたします。

はねていただきまして、愛西市条例第8号：愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例。

愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第89号）の全部を改正する。

従前の規定につきましては、構成する施設名やそれぞれの施設の利用許可、利用料、利用者の義務などを規定しておりましたが、今回の一連の改正で、施設の目的ごとにまとめましたので、本条例、本則につきましては、構成する施設についての規定、個々の施設の管理運営については、関係条例で規定する旨の内容となっております。

また、2ページ、第6条、第7条につきましては、デイサービスセンター及び老人福祉センターの指定管理者制度の導入を視野に入れ、この条例にも同様の規定を加えておるものでございます。

2ページの附則でございます。

この条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、従前の条例に基づく行為の効力を引き継ぐための経過措置を規定しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第10号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第10号について御説明申し上げます。

愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について。

愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。  
本日の提出、市長名でございます。

提案理由につきましては他の施設と同様でございますので、よろしくお願いいたします。

はねていただきまして、愛西市条例第9号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例。

愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第90号）の全部を改正する。

先ほどの条例と同様でございますが、条例、本則につきましては、構成する施設についての規定、個々の施設管理運営については、関係条例で規定する旨の内容、昨年9月に改正しました指定管理者制度による管理運営についての内容となっております。よろしくお願いいたします。

はねていただきまして、2ページの附則でございます。この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項としまして、従前の条例に基づく行為の効力を引き継ぐための経過措置を規定させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第11号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第11号：愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

議案第11号につきまして御説明を申し上げます。

愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について。

愛西市部設置条例（平成17年愛西市条例第5号）及び愛西市特別職報酬等審議会条例（平成17年愛西市条例第171号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、事務組織の改革に伴い改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第10号：愛西市部設置条例及び愛西市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

一部改正の新旧対照表、議案第11号資料をお願いいたします。

初めに、第1条の関係でございますけれども、これにつきましては、部の設置でございます。このたびの組織・機構の見直しによりまして、市民生活部と保健部を統合し、市民生活部といたします。よって、第4号の「保健部」を削り、第5号以下を繰り下げるものでございます。

第2条につきましては、分掌事務の規定でございます。機構改革によりまして、第1号、総務部につきましては、秘書室で行ってございました秘書業務、企画部で行ってございました財産業務、それぞれを総務部に合わせまして、安全対策課の新設に伴いまして、分掌事務を明記いたしました。

おめくりをいただきまして、第2号、企画部の関係でございますけれども、「財産及び契

約」を「契約」業務のみといたします。

第3号につきましては、保健部の分掌事務を市民生活部に追加するものでございます。

以下、福祉部から上下水道部までは、号の繰り上げによるものでございます。

次に、特別職の報酬等審議会条例第6条につきましては、庶務の規定でございます。審議会の庶務を行います事務局を「総務部総務課」から「総務部人事秘書課」に変更するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・議案第12号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第12号：愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第12号について御説明申し上げます。

愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市社会福祉会館設置条例（平成17年愛西市条例第87号）及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第114号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、他の施設の提案理由と同様でございます。よろしくお願いいたします。

はねていただきまして、愛西市条例第11号：愛西市社会福祉会館設置条例及び愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

愛西市社会福祉会館設置条例につきましては、題名を他の条例と合わせるために、設置及び管理に関する条例と改正させていただくものでございます。

第3条につきましては、立田第2社会福祉会館、八開社会福祉会館を加えるものでございます。立田保健センター、八開保健センターを利用実態に合わせまして、社会福祉会館と名称を改め、この条例に位置づけさせていただくものでございます。

愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例では、立田保健センターを削除いたしまして、佐織総合福祉センターに規定されていまして佐織保健センターをこの条例に加えさせていただくものでございます。

はねていただきまして、立田保健センターの指定管理者の規定を削除させていただくものでございます。

委任の規定につきましては、他の条例に合わせるために改正をさせていただくものでございます。

それでは、条例改正の附則の方に戻っていただきまして、その条例につきましては、平成21年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2項につきましては、従前の条例に基づく行為の効力を引き継ぐための経過措置を規定するものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第13号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第13号：愛西市ちびっこ広場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第13号について御説明申し上げます。

愛西市ちびっこ広場設置条例の一部改正について。

愛西市ちびっこ広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出させていただきますのは、ちびっこ広場を撤去することに伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第12号：愛西市ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例。

愛西市ちびっこ広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表、新町ちびっこ広場の項を削るということでございます。借地によりまして整備をされました広場ございまして、本年3月末日をもちまして、地主さんに返すことになりましたので、削らせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・議案第14号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第14号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

議案第14号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を改正する条例を別紙のよ

うに定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正をする必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第13号：愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を次のように改正する。

内容といたしましては、別紙資料の新旧対照表をつけさせていただいておりますが、第4条第1号の児童福祉施設に「入所している児童又は」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

再開は、11時10分より再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第15号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・議案第15号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第15号について御説明申し上げます。

愛西市介護保険条例の一部改正について。

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令等の一部改正及び介護保険料の額の改定等に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第14号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例。

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の次に、第4期介護保険料の設定についての資料をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、第4期介護保険料の設定でございます。

基本的な考え方といたしまして、3行目から説明させていただきますが、第4期介護保険事

業計画期間においては、介護給付費準備基金の取り崩しによりまして、この基準額の負担軽減を図るとともに、所得段階を細分化いたしまして、被保険者の負担能力に応じた柔軟な段階設定及び保険料率の設定を行うことで、低所得者及び中程度の所得者層にさらなる負担軽減を図るものとさせていただいております。

四角で囲ってあります具体的な設定方法でございますが、第4期介護保険事業計画期間の保険料設定においては、税制改正による激変緩和措置が平成20年度で終了することを受けまして、引き続き保険料の軽減を行うため、第3期事業計画の第4段階に該当し、公的年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者と、第5段階に該当し、平成17年度の税制改正における高齢者の非課税限度額、合計所得金額が125万円の廃止の影響を受ける者につきまして、保険料率を軽減し、それぞれ新たな段階を設け、全体で9段階の方式として実施いたします。

なお、低所得者の減額分につきましては、この減額分を補うため、第9段階、合計所得金額500万円以上の者につきまして、通常の保険料率1.5を1.75に増額させていただいております。

下に、第3期、平成18年度から20年度の保険料段階というふうにあります、第3期と、その下の第4期を比較していただけるようにつけさせていただいております。

右の方に目を向けていただきますと、負担割合が19%、それから、その下の方、第4期につきましては、負担割合が20%というふうにあります、これは、第1号被保険者の負担割合が1%ふえることになるものでございます。これは、1号、2号の人口比率で定められておりまして、国からの指示により20%になるものでございます。

それから、その一つ下に基金取り崩し額1億7,900万とありますが、今回は、先ほど説明させていただきましたように、基金を1億7,900万取り崩すものでございます。

一番下の表につきましては、階層別被保険者数でございます。

以上が階層についての説明でございます。

はねていただきまして、次に基準額の説明をさせていただきます。

基金条例のところでも説明させていただきましたように、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策でございます。

国では、介護従事者の処遇改善を目的に、介護報酬の改定プラス3%を予定していますが、報酬改定による保険料の急激な上昇を抑制するため、段階的に上昇する保険料設定を実施することとなっております。このため、介護報酬の改定に伴う保険料の上昇分を21年度は上昇分の全額、22年度は上昇分の半額を国から交付された保険料額で軽減することとしております。

下の表でございますが、何の措置もない本来の第4期の介護保険料でございますが、計算をいたしますと4,215円になるわけでございますが、これに緊急対策による抑制額を月当たりによりまして、平成21年度は103円、平成22年度は52円減額することとなりまして、年度別の保険料額は21年度が4,112円、22年度が4,163円、23年度が4,215円ということになります。この制度に加えまして、基金の取り崩しを計画いたしております。先ほど説明させていただきました第3期の基金剰余金約1億7,900万円を取り崩しまして、保険料の抑制に活用するもので

ございます。この基金の取り崩しでございますが、その表の中段にございます月当たり平成21年度は262円、平成22年度は313円、平成23年度は365円基金を取り崩し活用いたしまして、3年間同一の保険料とさせていただきます。この結果、月当たりの基準保険料につきましては3,850円とさせていただきます。下のグラフにつきましては、国の緊急対策及び介護給付費等準備基金取り崩しによる保険料上昇抑制のイメージでございます。薄いグレーの部分が国の特別対策でございます、濃いグレーの部分が基金による抑制ということでございます。それによりまして、3年間同一の保険料ということにさせていただきます。

一番下の表でございますが、段階別介護保険料、平成21年度から23年度の保険料でございます。第1段階から第9段階まで、それぞれ保険料率、保険料月額、年間の保険料でございますが、このように決めさせていただきます。

それでは、附則に戻っていただきまして、施行期日でございますが、この条例につきましては、平成21年4月1日から施行をさせていただくものでございます。

第2条といたしまして、経過措置でございますが、従前の条例に基づく経過措置でございます。

それから第3条でございますが、平成21年度から23年度までの各年度における保険料率の特例ということでございます。これは、先ほどの2枚目の表の第4段階の規定でございます、この階層につきましては、基準額の引き下げを行うものでございまして、国の特例措置に当たるものでございます。その特例措置に当たるということで、附則で規定するように国の方から指導がありましたので、こちらの附則で定めさせていただいたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第20・議案第16号（提案説明）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・議案第16号：愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○総務部長（水谷洋治君）

議案第16号につきまして御説明を申し上げます。

愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、愛知県知事の許可のあった日から愛知縣市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第290条の規定により、愛知縣市町村職員退職手当組合理約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛知縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約。

愛知縣市町村職員退職手当組合同規約（昭和33年愛知縣市町村職員退職手当組合同規約第1号）の一部を次のように改正するということで、新旧対照表の議案第16号資料をお願いいたします。

第8条につきましては、議員の報酬でございます。今回、条文中「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第17号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・議案第17号：海部南部水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、議案第17号について御説明をさせていただきます。

海部南部水道企業団規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、海部南部水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、公共下水道事業の供用開始に伴いまして、公共下水道等使用料の徴収事務を海部南部水道企業団の共同処理する事務に加え、地方自治法第290条の規定により、海部南部水道企業団規約を変更することについて協議をするため必要であるからでございます。

はねていただきまして、海部南部水道企業団規約の一部を改正する規約。

海部南部水道企業団規約（昭和42年海部南部水道企業団規約第1号）の一部を次のように改正するということでございまして、資料といたしまして、新旧対照表をつけさせていただいておりますが、この3条の企業団の共同処理する事務ということで、第3条、企業団は次に掲げる事務を処理する。

1号といたしまして、水道事業の計画及び経営に関する事務（愛西市については、別表第1の区域に限る）。

2号といたしまして、公共下水道等の使用料計算及び徴収（調定を除く。）に関する事務（区域については、別表第2の区域に限る）ということで、別表中「（第3条関係）」を「（第3条第1号関係）」に改正をさせていただきまして、別表第2、「第3条第2号関係」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、愛知県知事の認可のあった日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第22・議案第18号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・議案第18号：愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第18号：愛西市立田地区排水施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

愛西市立田地区排水施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、施設の名称は、愛西市立田地区排水施設。指定管理者となる団体でございます。愛西市立田町松田37番地2。立田地区排水施設管理組合。指定の期間でございます。平成21年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

なお、提案理由といたしまして、愛西市立田地区排水施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決に付する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、第18号の資料として、この指定管理者の選定結果につきまして、過日の選定委員会の経過書を添付してございます。

3に任意指定の理由でございますが、立田地区排水施設の設置の目的であります限られた区域の排水をよくする施設であること。管理体制につきましても、地域住民により組織された管理組合への委託であること。また、地元申請で建設段階からかわり合いなどの経過を踏まえまして、立田地区排水施設の管理運営に関し、立田地区排水施設管理組合を指定管理者の候補者として指定することが最適であることの御判断をいただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第19号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・議案第19号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案第19号：市道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由としまして、この案を提出するのは、市道路線を県へ管理移管するのに伴い、路線の再編を行うため廃止をする必要があるからであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、2枚はねていただいて、廃止路線図とある資料をごらんください。

佐屋地区で1路線、3100号線の703.7メートルであります。これは、昨年11月29日に議員

の皆様方にも御出席をいただき、新大井橋の開通式を行いましたところでございます。旧佐屋町時代から長年の懸案でありまして県道鹿伏兎・大井線の道路整備並びに橋梁整備が完了したことから、その大半を県へ管理移管することに伴い、市道路線の再編をしたく、今回のこの路線の廃止をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第20号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・議案第20号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案第20号：市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由としまして、この案を提出するのは、市道路線を県へ管理移管するのに伴い、路線の再編を行うため認定をする必要があるからであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、2枚はねて、認定路線図のある資料をごらんください。

これは、先ほど議案第19号で御説明申し上げたとおりで、市道路線を県へ管理移管するのに伴い市道を再編するわけですが、その結果、市の管理下となる部分を69.0メートル改めて市道認定のお願いをするものであります。

なお、今回この議案を御承認いただきますれば、従来の市道路線の認定分がありますし、先ほど議案第19号：市道路線の廃止分、これを差し引き精査しますと、路線数としまして3,464路線、延長にしまして98万6,592メートルほどになります。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第21号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第21号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、内容の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2億5,909万8,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ215億8,342万6,000円とするものでございます。

それで、このたびの補正予算の内容につきましては、御案内のとおり、事業費の確定、あるいは決算見込み等精査による減額補正が主な内容でございます。したがって、私の方から一括して主な内容について歳出から順次御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、歳出の17ページ、18ページをお開きください。

まず最初に、1款議会費の関係でございますが、内容といたしましては、旅費を初め交際費、会議録委託料に係る経費を精査いたしまして、補正額といたしまして229万円を減額するものでございます。

次に、2款総務費の関係でございますが、1項総務管理費におきまして、県市長会市長海外行政調査旅費につきましては、年度当初におきまして、その段階では市長が市長会の役員であったことから、当初に見込み計上をさせていただきましたが、その後、役員改選により役員でなくなりまして、この参加を取りやめたことによりまして、今回減額をお願いするものでございます。

次に、電子計算関係でございますが、機器更新等に係る事業費の確定、あるいはその負担金等の確定により、システムの保守委託料、あるいはシステムの借上料、また記載のとおり、電子自治体推進協議会負担金等について、それぞれ減額をお願いしております。

また、基金費におきましては、各基金から生じました利子について追加するものでございます。

19ページ、20ページをお開きください。

4項の選挙費の関係でございますが、これは、農業委員会委員一般選挙が無投票によりまして減額をするものでございます。

また、防災費の関係でございますが、これは合併補助金1,500万円を充当することによりまして、財源振替を行いました。したがって、総務費につきましては、差し引き補正額665万2,000円の減額となっております。

続きまして、21、22ページをお開きください。

ここからが民生費の関係でございますが、1項社会福祉費におきまして、基盤安定に係る国保特別会計の繰出金の追加と、また一方で、敬老式に係る各経費、また介護保険特別会計、あるいは後期高齢者医療特別会計の繰出金について、それから、これに係る歳入の関係でございますが、補助金、交付金の追加、また確定等によりまして、事業費を精査し減額をお願いするものでございます。

2項の児童福祉費の関係でございますが、児童扶養手当、あるいは民間保育所運営補助金について、実績見込み等を精査しまして、減額をお願いするものでございます。したがって、民生費につきましては、差し引き補正額1,971万8,000円の減額となっております。

続きまして、4款衛生費の関係でございます。1項保健衛生費におきまして、これも事業費等の確定によりまして、予防接種、あるいは検診委託料、また総合斎苑建設に伴います設計、あるいは調査等委託料について減額をお願いするものでございます。したがって、衛生費

につきましては、差し引き補正額7,884万9,000円の減額となっております。

続きまして、23ページ、24ページをお開きください。

6 款の農林水産業費の関係でございます。1 項農業費におきまして、単独土地改良事業費の確定による委託料、あるいは工事請負費の減額を初め、県営事業、あるいは土地改良施設整備事業の確定等による、それに関係する事業負担金や補助金、これについては追加減額措置を図っております。また、生産調整助成金の追加につきましては、市の生産調整達成に向けまして、支部長さん、あるいは集落営農組合等をお願いをいたしまして、これは追加契約をお願いしたことによる助成金の増の追加でございます。よって、農林水産業費につきましては2,720万9,000円の減額となっております。

続きまして、8 款の土木費の関係でございます。1 項土木管理費では、道路台帳整備委託料を、また2 項道路橋梁費では、道路、あるいはその橋梁事業に関連する登記事務、補償費、橋梁点検委託料につきましては、事業費等の確定によりまして減額をお願いしております。

また、3 項都市計画費におきましては、勝幡駅前広場詳細設計、都市計画マスタープランなど委託料の事業確定による減額、また事業実績見込みによります公共下水道特別会計繰出金について減額をお願いしております。したがって、土木費につきましては7,843万4,000円を減額するという内容でございます。

続きまして、25ページ、26ページの関係でございます。

9 款の消防費の関係でございますが、これは、事業費の確定によります耐震性貯水槽新設工事に関連いたします設計監理委託料につきましては、消防費におきまして171万5,000円を減額するという内容となっております。

10 款教育費の関係でございますが、2 項小学校費、3 項中学校費におきまして、建物耐震補強工事を、また4 項社会教育費におきましては、公民館の修繕工事について、これもそれぞれ事業費の確定によりまして減額をお願いするものでございます。したがって、教育費につきましては、補正額4,686万8,000円を減額するものでございます。

最後になりますが、27ページの諸支出金の関係でございます。この諸支出金のおきましては、石綿管更新事業費の増に伴いまして、水道事業会計へ繰出金といたしまして263万7,000円を追加するものでございます。

以上が歳出の概要の説明でございます。恐れ入りますけれども、前後いたしますが、5 ページをお開きいただきたいと思います。

5 ページの第2 表の繰越明許の関係につきましては、今回補正で繰越明許費の設定をお願いしております。三つの事業をそれぞれ列記しておりますけれども、これはいずれの事業につきましても、年度内の事業完了は困難であることから、この繰越明許の設定を今回3 月補正でお願いするものでございます。

次に、第3 表の地方債の補正の関係でございます。これは、事業費の確定並びに一部事業費に充当します補助金の交付に伴う財源充当によりまして借り入れ限度額の変更をそれぞれお願いするという内容でございます。

続きまして、9ページから16ページにかけまして、それぞれ歳入の補正関係について計上させていただいておりますけれども、特定財源としまして、先ほど申し上げました歳出の事業費等の確定による国・県支出金を初め各基金利子の追加や、あるいは合併特例債の減額についてお願いをしております。

また、一般財源の財源調整といたしまして、財政調整基金を減額し、収支の均衡を図っておるという内容でございます。

以上で補正予算の内容とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第26・議案第22号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・議案第22号：平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第22号：平成20年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ3億222万4,000円とするものでございます。

恐れ入ります。7ページ、8ページをお開きください。

まず、歳入の内容でございますけれども、記載のとおり、これは基金から生じました利子分22万4,000円を追加するという内容でございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。

歳出の関係でございますが、基金利子分22万4,000円を基金に積み立てるという補正の内容でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第23号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第27・議案第23号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

議案第23号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございます。事業勘定の歳入歳出にそれぞれ17万3,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ78億7,301万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ4万

4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ1億6,442万9,000円とするものでございます。

補正内容につきまして、事業勘定の方から御説明をさせていただきます。

8ページ、9ページの方をごらんいただきたいと思います。

款1総務費の一般管理費におきましては、制度改正に伴います電算業務委託料54万6,000円の補正でございます。

款2の保険給付費につきましては、交付金の交付決定に伴う財源の振替でございます。

款8の基金積立金につきましては、支払準備基金の利息確定に伴う減額でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、制度改正に伴う交付金54万6,000円、交付金額の確定に伴う振替、それから預金利子でございます。

次に、直営診療施設勘定につきまして、八開診療所の運営準備基金から生じます預金利子を積立金として積み立てるものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第28・議案第24号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・議案第24号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

続きまして、議案第24号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を5億6,367万6,000円とするものでございます。これにつきましては、制度改正に伴うシステム改修費42万円の補正と、歳入につきましては、システム改修費147万円でございますが、これが全額国庫補助の対象になることによる補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第25号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・議案第25号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第25号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し

上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億494万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億4,352万円とするものでございます。

内容につきまして、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1款総務費でございますが、委託料におきまして67万2,000円の補正をお願いしております。介護報酬改正に伴いますシステム改修の委託料でございます。

4款の地域支援事業費につきましては、生活機能評価の結果通知等の郵送料、それから、それぞれの事業の委託につきまして、実績見込みに合わせまして減額をさせていただいたものでございます。

5款の基金積立金でございますが、25節の積立金といたしまして、1号保険料前年度精算に伴う基金積立金、介護保険準備基金利子等を積み立てるものでございます。

2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、基金条例で御説明させていただきように、第1号保険料の軽減分につきまして積み立てを行わせていただくものでございます。

戻っていただきまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

1款の保険料でございますが、実績見込みによりまして減額をさせていただきました。

それから、4款の国庫支出金でございますが、歳出の減額補正に伴いまして、歳入についても減額補正をさせていただくものでございます。

4目の国庫補助金につきましては、システム改修に対する補助金を受け入れるものでございます。

それから、5目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、先ほど説明させていただきました1号保険料軽減分の財源でございますが、3,376万9,000円受け入れるものでございます。

5款支払基金交付金につきましては、歳出の減額分に合わせまして、歳入の減額補正をさせていただくものでございます。

6款県支出金も同様でございますが、実績等に合わせまして減額をさせていただくものでございます。

はねていただきまして、9ページ、10ページでございますが、7款の財産収入につきましては、基金の利息でございます。

それから、8款繰入金につきましては、こちらの方も歳出の減額補正に伴いまして、歳入についても減額をさせていただきます。

その他一般会計繰入金といたしまして、システム改修に伴う事務費2分の1の分の繰り入れでございます。

それから、9款の繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして8,291万9,000円、第1号保険料の繰り越し分でございます。

10款諸収入といたしまして、特定高齢者やサービス利用料収入、実績に合わせて減額をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第26号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・議案第26号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第26号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について、御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,067万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ9億9,743万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、12、13ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

1款の事業費につきましては、事業の完了並びに精査に伴いまして、委託料、工事請負費それぞれ減額をさせていただいております。補助金につきましても、当初見込みより利用が少なかったということで減額をさせていただいております。

次の施設管理費の委託料につきましては、精査の結果、佐屋・立田地域の管理組合、維持管理請負料につきましては435万4,000円の増額を、八開地域の施設維持管理委託料につきましては552万円の減額をさせていただいております。また、コミュニティー・プラント事業費の施設管理費でございますが、永和台の管理組合、維持管理請負料につきましても事業精査に伴いまして減額となっております。

次に、基金積立金につきましては、各組合の余剰金について追加補正をお願いするものでございます。

次に、歳入につきましては、戻っていただきまして、8、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましても歳出と同様、事業精査に伴いまして、1款の加入分担金、維持管理分担金並びに2款の使用料について、それぞれ減額となっております。

3款県補助金につきましても、事業精査によります減額でございます。一般会計からの繰入金、前年度繰越金、それから雑入の各組合の前年度剰余金並びに市債につきましても事業精査によりましてそれぞれ補正をお願いするものでございます。

簡単でございますが、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第27号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第31・議案第27号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第27号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9,955万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ11億6,464万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、10、11ページの歳出をごらんいただきたいと思います。と存じます。

1款の事業費につきましては、事業の精査に伴いまして、賃金、委託料、工事請負費の減額をさせていただいております。補償・補てんにつきましても、予想より補償が少なかったということで減額をさせていただいております。

それから、3款の基金積立金としまして、次年度以降の工事の進捗を進めるために一部積み立てをさせていただくものでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、歳入につきましては、戻っていただきまして、8、9ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

歳入につきましても、歳出同様、事業精査に伴いまして、県補助金は増額を、一般会計繰入金金は減額を、前年度繰越金につきましても確定をいたしましたので、追加をそれぞれお願いしております。

下水道債についても、流域下水道、公共下水道それぞれ減額をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第28号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第32・議案第28号：平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第28号：平成20年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明させていただきます。

議案書の第2条の資本的収入といたしまして、工事負担金の公共下水道工事に伴います補償費につきましては、事業の精査によりまして1,500万円の減額をさせていただいております。

また、他会計出資金の石綿管更新事業出資金につきましても、事業の精査に伴いまして263万7,000円の追加を今回お願いするものでございます。

なお、支出の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんをするものでございます。

詳細につきましては、２ページ以降に説明書、それから明細書をつけてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

時間が少し早いようですが、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

１時30分より再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第29号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第29号：平成21年度愛西市一般会計予算について、御説明申し上げます。

平成21年度一般会計の予算につきましては、予算総額は189億800万円でございます。前年度に比べ3.3%の減となっております。

それで本年は、冒頭市長のごあいさつの中にもございましたように、市長の改選期に当たるため、原則といたしまして、新規事業、あるいは政策的経費は計上しておりません。義務的経費を初め緊急性や継続性のある経費を中心とした骨格予算の内容となっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、まず歳入から御説明を申し上げます。

お手元に当初予算の概要書を配付させていただいておりますけれども、それに基づきまして順次御説明を申し上げます。

概要書の２ページをお願いいたします。

最初に、１款の市税の関係でございますが、この関係につきましては、総務部長の方から概略の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、２ページの第１款市税について御説明を申し上げます。

市税総額といたしまして70億9,657万1,000円計上いたしております。昨年度と比較して2億8,504万円の減額となっております。大幅な減額でございますけれども、その内訳でございますけれども、１項市民税の現年度課税分といたしまして34億7,000万円計上させていただきました。前年度と比較しまして1億3,400万円の減額となっておりますけれども、この原因につきましては、個人分は団塊世代の退職によるものと、法人税分につきましては、景気の後

退によるものでございます。よって、所得の伸びが見込めませんので、このような計上となっております。

2 項の固定資産税の現年度分でございますけれども、31億7,250万円計上いたしまして、前年度と比較いたしまして1億6,354万円の減額計上でございます。これにつきましては、3年に一度の評価がえによりまして、家屋の減価償却相当分が減少することによるものでございます。

3 項の軽自動車税、4 項のたばこ税につきましては、前年度と比べまして増額計上となっております。

5 項の入湯税でございますけれども、20万円の計上でございまして、前年度と比較いたしますと230万円の減額でございます。これにつきましては、既に御案内のとおり、佐屋地区の大井町にございます永和荘が本年3月で閉館となりますので、3月分一月分のみを計上させていたわけでございます。

以下、企画部長より御説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、続きまして、同じく概要書の2ページに基づきまして御説明を申し上げます。

2 款の地方譲与税以降の主な歳入関係について御説明を申し上げます。

まず、7 款の自動車取得税交付金の関係でございますけれども、対前年比35.1%減の2億4,000万円を計上いたしました。この減の要因につきましては、自動車関係税制の見直しの影響によるものという内容でございます。

続きまして、9 款の地方交付税の関係でございますけれども、これは、国の出口ベースの見込み、あるいは前年度の実収入額等を勘案いたしまして、対前年比5.4%増の39億円を計上いたしました。

次に、13 款の国庫支出金の関係でございますが、これは、都市計画街路事業補助金、あるいは安心・安全な学校づくり交付金の増が主な要因となっております。対前年比20.2%増の13億380万5,000円を計上いたしました。

次に、14 款県支出金の関係でございますが、これは、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、あるいは20年度実施いたしました児童館、あるいは子育て支援センターに係る補助金といたしまして、児童更生施設整備費補助金等の減によるものが主な要因でございまして、9.2%減の11億13万1,000円を計上いたしました。

次に、17 款繰入金の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、骨格予算という内容から、新規事業、特に普通建設事業関連の予算を当初計上していないという要因もございまして、対前年比22.8%減の11億8,443万3,000円を計上いたしました。

次に、20 款市債の関係でございますが、これは先ほど繰入金と同様に骨格予算ということもございまして、継続的な事業のみの計上となっておりますことから、対前年比11.8%減の16億7,070万を計上させていただきました。

以上が歳入の主な内容でございます。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。

最初に、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、歳出の説明をさせていただきますけれども、初めに一般会計におきます人件費の計上について御説明を申し上げたいと存じます。

この一般会計の人件費の計上につきましては、昨年度は課単位での計上で行っていました。本年度におきましては、部単位での計上とさせていただきましたので、何分御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、概要書の４ページをお願いいたします。

１款議会費でございます。総額で２億７,１２０万２,０００円となっております。前年度と比較しまして１００万９,０００円の増額でございます。内容といたしましては、議会だよりの印刷部数の増と表紙等におきますカラー刷りによるものが原因でございます。

次に、５ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費のうち、２目秘書費でございますが、交際費で１０万円を減額いたしまして１００万円といたしました。

３目文書広報費のホームページ委託料で、前年度と比較しまして減額となっておりますけれども、これにつきましては、外国語版のホームページの作成が平成２０年度で完了したものであるものでございます。

次に、下段１目の一般管理費、報酬でございます。総代報酬といたしまして５４６万８,０００円新たに計上させていただきました。これにつきましては、行政区単位での総代制の確立によりまして、総代組織がほぼ定まりましたので計上をさせていただきました。

おめくりをいただきまして、６ページをお願いいたします。

委託料の中で、行政事務委託料でございますけれども、前年度と比べまして５０７万５,０００円の増額となっております。

昨年までは行政事務委託料、コミュニティー活動育成補助金、衛生委員活動委託料をおのの個々に支払ってございましたが、支払い額の基礎を各行政区の世帯割等としておる関係もございまして、コミュニティー活動、衛生委員活動内容の把握を総代さんの範疇にするために統合して支払うことと改正をお願いしました。

７ページをお願いいたします。

愛知県派遣職員負担金で２,９００万円を計上させていただきました。前年度と比較しまして減額となっております。これにつきましては、平成２０年度は６人の方がおいでいただいていたのが２１年度は４人となりまして、お二人が原因となりますものでございますので、このような結果でございます。

おめくり願ひまして、８ページをお願いいたします。

４項選挙費でございますが、４月の市長選挙を初めといたしまして、衆議院選挙などの選挙が予定をされておりますので、その経費を計上させていただきました。

9 ページをお願いいたします。

7 項の防災費、1 目の災害対策総務費で、洪水ハザードマップ作成に伴います経費を増額計上させていただきました。

続いて、企画部長より御説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、企画部所管の予算について御説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、目 9 企画費の関係でございますが、報酬といたしまして、庁舎検討委員会委員報酬で 156 万 4,000 円計上をしております。これは、前年度に対しまして倍の予算にっておりますけれども、委員会の開催が新年度は毎月予定をされていると。そういった計画をしていただいておりますので、報酬の増額をお願いしております。

それから次の委託料につきまして、行政経営システム構築等支援委託料の関係でございますけれども、これは、行政経営システムの構築に向けまして、その運営支援といいますか、あるいは職員研修等の実施、またまちづくり市民会議のサポート支援ということで、前年度に引き続き予算化をお願いしております。

続きまして、11 ページの関係でございます。

目 11 のコミュニティ費の関係でございますが、公の施設の指定管理者選定委員会報酬 13 万 2,000 円を新規に計上させていただきました。これは、立田南部、北部地区といいますか、防災コミュニティセンターの指定管理者制度導入を図るために、今回、こうして報酬の計上をお願いしたわけでございます。

その次の使用料及び賃借料の関係でございますが、これは対前年度 100 万円ほど減となっておりますけれども、これは南部防災コミュニティセンターのおふろに使用しておりますドゴールシステムのリース期間の満了による減でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして 5 項の統計調査費の関係につきまして、次ページの 12 ページにかけて予算の計上をお願いしておりますけれども、新たに 21 年度実施する統計調査費といたしまして、経済センサス事業、あるいは全国消費実態調査事業、また農林漁業センサス事業、そして 22 年 10 月に実施を予定されております国勢調査の調査区設定事業についてそれぞれ予算計上をお願いしておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、財政課所管の予算の関係でございます。

6 目の財産管理費におきまして、これは 20 年度に引き続き公有財産台帳整備委託料といたしまして 2,128 万 4,000 円を計上しております。これは、2 カ年の継続事業として進めてまいりましたが、21 年度が最終年度でございまして、ここにも記載のように、インフラ資産の調査の特定、あるいはその評価、またシステムの構築、財務 4 表の作成など、委託業務の内容によりまして増額予算となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、13 ページの情報管理課所管の予算でございますけれども、これは、特に電子計算費の予算関係でございますが、電算事務委託料で対前年度比 300 万円ほどの減となっておりますけ

れども、これは合併後、旧４町村のＬＧＷＡＮ提供機器の撤去及び据えつけ調整費等関連予算が21年度で減となっておりますので、それが主な要因でございます。

続きまして、再度総務部長より御説明申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、概要書の14ページをお願いします。

２項の徴税費、１目税務総務費、市税還付金で3,000万円を計上させていただいております。前年度と比較しまして1,700万円を減額でございます。理由といたしましては、年度間の所得変動によります還付金がなくなったことによるものでございます。

次に、福祉部長より御説明申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

17ページをごらんいただきたいと思います。

まず、社会福祉課関係の予算から御説明をさせていただきます。

１目社会福祉総務費の報酬の中にあります障害者地域自立支援協議会委員報酬でございます29万4,000円。障害者福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うための委員会でございます。よろしく願いいたします。消耗品の中の人権啓発活動地方委託事業啓発資材、人権啓発活動地方委託「人権の花」運動事業でございますが、こちらにつきましては、法務局からの委託事業ということで、人権問題に理解を得るよう啓発活動を実施するものでございます。はねていただきまして、19ページをごらんいただきたいと思います。上から４段目でございますが、就労生活支援事業委託料でございます。土曜日の開館、あるいは平日の時間延長対応などで増額をさせていただいております。それから、22ページをごらんいただきたいと思います。22ページ、下から４段目で、障害者自立支援給付費でございますが、過去の利用実績に合わせて増額をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

続きまして26ページでございますが、生活扶助費でございます。生活保護に関連する経費でございますが、大きな受給世帯等の変動はありませんが、現在の受給状況を見まして予算を計上させていただいております。

続きまして27ページ、高齢福祉課の予算でございます。

報酬、２目の老人福祉費、公の施設指定管理者選定委員会委員報酬でございます。こちらにつきましては、条例の改正のところでも御説明させていただきましたが、佐屋・佐織デイサービスセンター、あるいは老人福祉センター指定管理者制度導入のための選定委員報酬でございます。それから、その下でございますが、民生児童委員報償費444万1,000円でございますが、こちらにつきましては、19節からの移管ということで、金額等は変わってございません。

31ページをごらんいただきたいと思います。

児童福祉課の関係で、児童福祉費の１目児童福祉総務費、上から３段目、賃金でございますが、家庭相談員につきまして１人増員をさせていただきました。子供を取り巻く環境が厳しくなっておりまして、いろいろ相談件数等もふえておりますので、１名増員をさせていただいております。それから、その下の委託料でございますが、ファミリー・サポート・センター事業

委託料でございます。説明の中にありますように、（病児・病後児等の預かり含む）というふうにあります、上部機関等の指導もありまして、病児・病後児の預かり等も対応できるように予算を増額させていただきました。

それから、33ページをごらんいただきたいと思います。

33ページ、下の方でございますが、児童館管理運営委託料、子育て支援センター管理運営委託料につきまして、今年度建設をいたしました北河田児童館、西川端児童館、八輪子育て支援センターの管理運営委託料が増額となっております。

続きまして、保健部長より御説明申し上げます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、続きまして私の方から、まず保険年金課に関する部分について御説明を申し上げます。

概要書の34、35ページでございますが、こちらの方で、後期高齢者医療事業といたしまして、後期高齢者医療費負担分として3億7,739万6,000円を計上させていただいております。また、後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして1億46万9,000円を計上させていただきました。

次に、福祉医療費の子供医療費、扶助費ということで、中学校3年生までの入院と小学校3年生までの通院の助成といたしまして2億7,440万円を計上させていただいております。

続きまして37ページでございますが、環境課に関する部分でございますが、これにつきましては、当初企画部長から御説明申し上げましたが、総合斎苑につきましては、当初につきましては建設費は計上してございませんので、よろしく願いいたします。ごみ処理費におきましては、消耗品費としてごみ袋の購入費などとして3,862万3,000円、それから、印刷製本費といたしまして、各転入された世帯にお渡しするごみの分別早見表の印刷でございますが、これを179万4,000円計上させていただいております。

続きまして38ページでございますが、こちらは健康推進課の関係でございますが、まず40ページでございます。こちらの方の愛西市健康日本21計画推進活動委託料として、新たに健康づくりリーダー養成講座研修参加の血液検査等が必要ということで、この委託料12万4,000円を計上させていただいております。また、海部地区休日診療所組合負担金といたしまして577万3,000円、組合の会長市ということでございますから、国からの交付金を受けまして、組合に支払う特別分といたしまして701万1,000円を計上いたしました。

42ページにおきましては、妊婦・乳児健康診査委託料といたしまして、妊婦健診を7回ということで算定をさせていただきまして、2,641万8,000円を計上いたしましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、経済建設部長より御説明を申し上げます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、経済建設に係る部分の御説明を申し上げます。

45ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの経済課関連のところから御説明させていただきますと、まず、6款の農林水産業費、

項1 農業費、目3 農業振興費におきましては、農業振興地域の整備に関しまして、農用地の効率的な利用の促進を図り、農用地を保全し農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行うというようなことで、農業振興の整備に関する施策を計画すべく、農業振興地域整備計画の策定委託料770万7,000円の計上をさせていただいております。

2枚ほどめくっていただいて、48ページをごらんいただきたいと思います。

中段のところに土地改良施設整備事業ということで2億1,812万3,000円計上させてございますが、これにつきましては、土地改良事業の補助金ということで計上をさせていただいております。

その下、49ページの上段のところになると思いますが、排水対策費では、緊急農地防災事業という形で、大膳の排水機場の整備工事ということで、それに係る負担金としまして1,179万1,000円の計上をさせていただいております。

同じページの下段の商工費の関係でございますが、20年度から始めさせていただきました消費生活や多重債務に悩まれる方を対処していくべく、消費生活相談のいわゆる専門相談員の資格を有した方、これを月1回程度、そういった相談場所を設けられるような形ということで、その方の賃金の計上をお願いいたしております。

1枚はねていただいて、50ページ上段の方へお目を通していただきたいと思います。

8款土木費の項1 土木管理費、目1 土木総務費の中では、平成19年度より3年計画をもって進めております道路台帳の一元化作業、21年度で3年目の最終年度を迎えますが、こうした作業経費で5,617万5,000円の予算計上をさせていただいております。

1枚はねていただいて、52ページをお開きください。

こちらでは、目3の橋梁新設費におきまして、橋梁の長寿命化修繕計画書の作成をすべく長寿命化作成委託料、この経費308万7,000円の予算計上をお願いしております。

そのページ、下段の方へお目を通していただきたいと思います。項3 都市計画費、目1 都市計画総務費におきましては、まちづくり交付金事業の認可を受けまして、勝幡駅周辺の整備を進めるべく、周辺土地等の購入費、海部津島土地開発公社からの買い戻し等の関係も含めまして4億911万6,000円の予算計上をお願いいたしております。

次は、消防長より御説明を申し上げます。

○消防長（櫻井義久君）

それでは、53ページの消防費について御説明申し上げます。

まず、1目の常備消防費の需用費につきましては、まず初めに貸与品といたしまして、新規採用職員の被服一式3名分と救急救命士及び点数制による職員個々の被服に対する経費を計上させていただいております。警防関係につきましては、平成19年度から5年計画により更新しておりますセパレーツ型防火着、ことしも18組を更新するものでございます。

また、救急関係につきましては、新型インフルエンザに対する感染防止服、これは使い捨てでございますが、約2ヵ月分備蓄しまして、救急搬送に万全を図るものでございます。また、平成21年度も救急救命講習の普及啓発に重点を置き、受講者1,000人分の講習経費を計上させ

ていただいております。

はねていただきまして、54ページをごらんいただきたいと思います。庁舎修繕費におきましては、キュービクル内のトランスの取りかえと非常用発電機バッテリーの取りかえを行い、非常時に対応するものでございます。はねていただきまして、56ページの人命救助用の備品購入費でございます。つきましては、昨年は、市内で2件の硫化水素ガスの災害事故が発生し、死者2名、負傷者9名が発生しております。化学物質災害に万全を期するため、有毒ガス測定器、有毒ガス送排風機材を計上させていただいております。続いて、負担金の中の消防長会の経費でございますが、救急救命士の再教育、救急救命士が行う気管挿管、薬剤投与などの養成や海部尾張地方の二次医療機関と名古屋圏の三次医療機関との常時指示体制を確立するための経費でございます。また、本年は10月に海部地方で初めて実施する第21回愛知県消防緊急援助隊の愛知県合同訓練を愛西市の親水公園東駐車場で実施する経費が含まれております。また、消防学校等の教育関係費におきましては、今後、団塊世代の定年に伴いまして、幹部の養成に消防大学校2名、救急救命士養成所に1名、県消防学校の7課程に11名、資格取得等の教育費を計上させていただいております。

続いて、57ページの2目の非常備消防費の関係でございますが、これにつきましては、消防団員の活動費、分団車庫に係る経費を計上させていただいております。

以上で、消防費関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、教育部長から御説明を申し上げます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、第10款教育費の主なものについて御説明を申し上げます。

59ページをお願いいたします。

1項教育総務費、目1の教育委員会費でございますが、教育委員会事業評価委員報酬6万6,000円を計上させていただきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育委員会の事務事業の点検、評価を行うものでございます。

次に、不登校児童・生徒に対する学校復帰の支援を行うため、適応指導教室でございます「スマイル」を昨年9月より開設させていただきました。通所される方に対応すべく指導員と臨時職員の賃金を初め需用費などを計上させていただきました。

次に、特別支援教育支援員配置委託料といたしまして1,089万円を計上させていただきました。障害児童・生徒の学校生活の支援のため、支援員を必要とする学校に配置するものでございます。

続きまして61ページ、小学校費の学校管理費で、夏休み期間を利用いたしまして、施設修繕工事費として7,381万円を計上させていただきました。

続きまして、62ページ、建物の耐震補強工事では、本年度佐屋小学校、永和小学校、立田南部小学校、勝幡小学校の4校で耐震補強工事を計画させていただきました。事業費といたしましては3億257万1,000円でございます。

続きまして、公有財産購入費で、開治小学校で借地をいたしておりました土地の地主さんよ

り買い取り要望がございまして、参考資料も配付させていただいておりますが、面積781.5平方メートル、1,610万円を計上するものでございます。

続きまして64ページ、中学校の学校管理費をお願いいたします。

中学校におきましても、施設修繕工事として、6中学校分の工事費4,620万2,000円の計上と耐震補強工事につきましては、永和中学校体育館の工事費9,692万3,000円を計上させていただきました。

続きまして66ページになりますが、社会教育費をお願いいたします。

平成21年度も引き続き生涯学習事業、家庭教育事業、放課後子供教室を進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして67ページをお願いいたします。

2目の公民館運営費で、講座、教室、市民音楽鑑賞会などを計上いたしております。佐屋公民館では、経年劣化によります修繕工事、舞台照明改修工事等を計上いたしております。

続きまして68ページをお願いいたします。

3目図書館費でございます。図書資料の充実を図るため、フレンドシップ継承交付金事業を含めまして1,089万円を計上させていただきました。

続きまして、5項の保健体育費でございます。1目保健体育総務費であります。平成18年度から始まりました愛知県市町村駅伝競走大会が本年度も12月5日の土曜日に予定をされております。出場に要します関連事業費を計上させていただきました。

続きまして70から71ページでございますが、2目の体育館、スポーツ施設、プール運営費でございますが、各体育館、スポーツ施設、プール施設の維持及び管理に係る費用を計上させていただいております。

続きまして72ページでございますが、項5学校給食管理費の委託料の中で、学校給食調理業務等委託料7,285万3,000円を計上させていただきました。今年から、勝幡小学校も給食調理業務を委託いたします。佐織地区6校すべて調理委託業務となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、教育部の主な事業などの説明とさせていただきます。

続きまして、企画部長より御説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

最後の11款の関係でございます。公債費の関係でございますけれども、1目元金におきまして、前年度と同様に、旧簡保資金6件につきまして、総額1億369万3,000円の繰り上げ償還をお願いしております。この繰り上げ償還につきましては、補償金、いわゆる利子相当分なしで償還できるという制度を活用するものでございます。21年度が最後となりますが、利率6%以上7%未満の旧簡保資金につきまして繰り上げ償還をするものでございます。財源につきましては、減債基金からの繰入金を充当するものでございます。

先ほど、私6件について1億369万3,000円と申し上げました。御無礼しました。1億369万1,000円でございます。訂正をさせていただきます。

なお、通常分の元利償還額につきましては、これは償還年次計画表に基づきまして予算計上をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

一般会計の概要説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第30号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第30号：平成21年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第30号：平成21年度愛西市土地取得特別会計予算について、御説明を申し上げます。

恐れ入ります。概要書の74ページ、75ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度土地取得特別会計予算の総額につきましては3億200万円となっております、前年度と同額の予算を計上させていただいております。

歳出の関係でございますが、1款土地開発基金費で利子積立金といたしまして254万7,000円を計上いたしました。

また、2款の土地取得費におきましては、これは公共事業用として先行取得できる物件が生ずれば購入したいという考えで、前年度同額の予算を計上させていただきました。

歳入といたしましては、基金利子と、それから土地開発基金からの借入金2億9,945万3,000円を計上いたしました。

土地取得特別会計につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第31号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・議案第31号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

議案第31号を御説明させていただきます。

平成21年度愛西市国民健康保険特別会計予算でございます。

概要書の76ページをお願いいたします。

こちらの方で、まず事業勘定でございますが、総額におきましては71億8,733万6,000円ということで、前年に比しまして0.16%の増加となっております。

続きまして、内容でございますが、79ページの方をお願いいたします。

こちらの方につきましては、療養諸費の関係で、退職者療養費の退職分の縮小によりまして、

大きく減額が生じております。

戻っていただきまして、76ページでございますが、こちらの方では、所定の算定基準にもたれまして、それぞれ計上はさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、83ページでございますが、直営診療施設勘定でございます。こちらの方につきましては、総額で1億6,262万3,000円ということで、前年に比べまして1.07%の減となっております。

こちらの方におきましては、概要書の85ページの方でお願いいたします。

こちらの方で、一般管理費、これにつきまして、レセプトの電子化に伴いまして、機器の借り上げ、それから導入委託料、こちらの方を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますがお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第36・議案第32号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・議案第32号：平成21年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

続きまして、議案第32号：平成21年度愛西市老人保健特別会計予算について、御説明をさせていただきます。

87ページの方をごらんいただきたいと思います。

こちらの方で、21年度分につきましては、総額で3,018万2,000円ということで、前年に比べまして97.5%と大きく減となっております。理由といたしましては、平成20年度より後期高齢者医療制度に移行したため、医療費の支払いが大きく減っております。88ページでございますように、医療諸費といたしまして2,967万6,000円を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第33号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第37・議案第33号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

続きまして、議案第33号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について御説明をさせていただきます。

概要書の89ページでございます。

こちらの方、総額といたしまして5億4,899万1,000円でございます。前年度に比べまして

2.5%の減となっております。この会計につきましても概要書の90ページでございますが、こちらの方にございますように、保険料分に係る広域連合納付金、これが歳出のほとんどを占めております。5億3,869万9,000円を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第34号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第38・議案第34号：平成21年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題いたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、議案第34号：平成21年度愛西市介護保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

歳入歳出予算でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、34億1,889万8,000円でございます。前年比0.1%の増となっております。

サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては1億8,912万4,000円でございます。前年比4.9%の減となっております。

予算の主な内容につきまして、概要書の方で御説明をさせていただきます。

まず、91ページをごらんいただきたいと思います。

保険事業勘定の歳入でございます。

保険料につきましては、事業計画、あるいは高齢者の推移等を勘案いたしまして計上をさせていただいております。

国庫支出金、支払基金交付金等につきましては、所定の負担割合に基づいて計上をさせていただいております。

歳出でございますが、94ページをごらんいただきたいと思います。

2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費、保険給付費でございますが、こちらと、それから95ページ、2項の介護予防サービス等諸費、予防給付費でございますが、これらにつきましては、事業計画、あるいは高齢者等の推移、過去の実績等に基づき必要な経費を計上させていただいております。

それから、サービス事業勘定でございます。98ページをごらんいただきたいと思います。

まず、サービス事業勘定の歳入でございますが、佐屋・佐織デイサービスの介護報酬、あるいは利用者負担の計上、繰入金につきましては、建物の維持管理に対するものでございます。サービス収入につきましては、佐屋第1デイサービスの廃止などにより、減額となっております。

歳出でございますが、99ページ、1款総務費、1項介護保険施設管理費でございますが、こちらは、佐屋老人福祉センター南館の経費でございます。

2 項の老人福祉施設管理費につきましては、佐屋老人福祉センターの北館の経費でございます。

はねていただきまして、2 款サービス事業費、1 項の居宅サービス事業費でございますが、こちらは、佐屋・佐織デイサービスの運営に係る経費でございます。

101 ページ、介護予防事業費の 1 項介護予防支援事業費でございますが、包括支援センターが行います新予防給付に関するケアプランの策定の経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・議案第35号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第39・議案第35号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第35号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について、御説明させていただきます。

概要書の102ページから載せてございますので、ごらんいただきたいと思います。

歳入歳出の総額としましては8億8,163万2,000円を計上させていただいております。総額では、対前年比で1億773万8,000円、10.9%の減額になっておりますが、立田地区処理場の完成によりまして、農業集落排水事業の処理場がすべて完成することになりましたので、県支出金、市債、それに工事費をそれぞれ減額させていただいたのが大きな要因でございます。主なものとして、立田地区処理施設が完了したことによりまして、103ページの事業費の委託料のうち、20年度お願いしておりました処理施設工事設計監理委託料の皆減となっております。それと、台帳データ処理委託料につきましても、最後となりました立田地区について業務委託をお願いするものでございます。また、工事につきましても、管布設等工事並びに処理場建設工事についてそれぞれ減額となっております。

2 目の施設管理費の修繕料につきましては、立田区域のオーバーホールを予定させていただいております。委託料につきましては、佐屋・立田の各管理組合への維持管理請負料、それから八開の施設管理委託料をそれぞれ計上させていただいております。

次に、104ページにコミュニティー・プラント事業として、佐屋の永和台地区管理組合の分の予算を計上させていただいております。

農業集落排水事業としましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第40・議案第36号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第40・議案第36号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議

題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

続きまして、議案第36号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、御説明させていただきます。

概要書の105ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出の総額としましては14億5,970万1,000円を計上させていただいております。総額では、対前年比で1億9,667万8,000円、15.6%の増額になっておりますが、22年3月末の供用開始に向けての準備並びに工事の増によるものでございます。

主な内容につきましては、次の106ページをごらんいただきたいと思います。

1目の事業費の委託料のうち、電算機器保守委託料で、下水道使用料システム及び受益者負担金管理システムの保守点検料並びに供用開始に向けてのパンフレットの作成業務委託費を新たに計上させていただいております。管路布設等工事につきましても、1億3,200万円を増額計上させていただいております。また、負担金としまして、供用開始より上下水道使用料の同時徴収に伴いますシステム改修に係る経費について新たに計上させていただいております。

以上、公共下水道事業につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・議案第37号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第41・議案第37号：平成21年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

次に、議案第37号：平成21年度愛西市水道事業会計予算について、御説明させていただきます。

大変恐れ入りますが、この水道事業につきましては、予算書の223ページの方をごらんいただきたいと思います。

それでは、第2条の業務の予定量につきまして、給水戸数につきましては9,605戸を予定してございます。前年度に比べまして63戸の増を見込んでございます。

それから、年間総給水量につきましては325万立方メートル、前年対比5万立方メートルの増を見込んでおります。1日平均給水量につきましても8,904立方メートルで、対前年比137立方メートルの増を予定してございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入として、営業収益4億4,348万4,000円、営業外収益としまして808万9,000円。

支出としましては、営業費用4億6,674万3,000円、営業外費用としまして965万8,000円、それと、特別損失599万3,000円、予備費700万円の赤字予算と組ませていただいておりますので、

よろしく願いいたします。

1枚はねていただきまして、次の第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入としては、分担金940万円、工事負担金としまして6,300万円、それから他会計出資金として245万4,000円を見込んでございます。また、企業債として1億円を予定してございます。

支出としましては、建設改良費で3億2,459万6,000円、企業債償還金として713万1,000円をそれぞれ計上してございます。

なお、収入額が支出額に対して不足する額1億5,687万3,000円につきましては、積立金713万1,000円、それから、過年度分損益勘定留保資金1億3,598万4,000円、当年度分消費税資本的収支調整額1,375万8,000円で補てんするものでございます。

次の第5条以下につきましては、企業債、一時借入金の限度額などについて記載をさせていただいております。

内容につきましては、大変申しわけございませんが、概要書の108ページの方をごらんいただきたいと存じます。

まず、収益的支出でございますが、内容的には昨年と同様で大きく変わっておりませんが、ふえているものでは、原水及び浄水費の修繕費が浄水場の機械機器を維持するための定期的な修繕費として989万円増額をさせていただいております。

次に、109ページでございますが、受水費として2億35万7,000円の県営水道からの購入費を上げてございます。また、配水及び給水費の修繕費で量水器の定期取りかえに伴います取りかえ費として594万円を計上させていただいております。

次に、111ページの資産減耗費でございます。八開浄水場の施設更新に伴います固定資産の除却費を計上させていただいております。

次にはねていただきまして、資本的支出でございますが、主なものとしましては、建設改良費の工事請負費で、八開浄水場の施設更新工事1億6,170万円、それから営業設備費で、先ほど申し上げました定期取りかえのための量水器の払い出し費用として828万9,000円、それから工事費負担金として、丸島橋橋梁添架並びに舗装工事の負担金として、合わせて762万5,000円を新たに計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、21年度予算の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第42・諮問第1号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第42・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市町方町十二城13番地、氏名、佐藤綾女、昭和30年3月9日生まれ。この諮問をいたしますのは、任期が平成21年6月30日で満了するのに伴い推薦をする必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきました。お目通しのほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

ここで、休憩をとりたいと思います。

再開は2時40分からお願いいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・請願第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第43・請願第1号：公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○5番（吉川三津子君）

請願書の代読をもちまして説明にかえさせていただきます。

公共事業優先から福祉を重視した行政運営への転換を求める請願書。平成21年2月19日。愛西市議会議長 加賀博殿。請願団体、愛西市を変えよう会 代表 神田隆巳。愛西市宮地町大倉58、署名者380名です。紹介議員 吉川三津子。

請願趣旨を代読いたします。

100年に一度の不況と言われ、私たち市民は極めて不安定な状況に置かれています。

トヨタを初めとする企業収益減は、国や愛知県の税収にも大きな影響を及ぼし、愛知県では、人件費及び補助金を1,000億円カットするとの報道もあり、愛西市への影響も避けることはできないと思われます。

愛西市民の中でも、年金受給前の高齢者の解雇や、子育て中の若い世代では残業による収入減などにより住宅ローンが支払えなくなったり、高校や大学の授業料が支払えなくなるなどの事例も出てきています。こうした社会背景の中、多くの自治体首長は、大型公共事業の凍結の方針を打ち出していますが、愛西市では、いまだそのような方針は示されず、総合斎苑計画を初め大型事業を推進する方針はそのままになっています。

総合斎苑事業については、用地取得もまだされておらず、見直しは十分可能です。当初約21

億円だった予算が斎場周辺の道路を含めると約27億円となり、西保団地による1万人もの反対署名でもわかるように、多くの方々がこの計画を疑問に思っている事実もあります。また、火葬場不足は、海部地区全体の問題でもあり、近いうちに起きると言われている地震災害のことや将来の維持管理費を考えれば、現在の計画を白紙に戻し、海部地区で最適地を探し、協力してつくるべきではないでしょうか。

また、庁舎のあり方についても現在検討されていますが、まずは4庁舎での事務事業を洗い出し、組織変更などの仕組みの工夫や4庁舎のみならず、現行の公共施設を活用した工夫などによる課題解決に取り組み、新庁舎は建てないことを前提にまずは努力すべきではないでしょうか。

地方分権時代における地方自治の確立と行政運営の合理化のために、私たち4町村は一つになりました。決して、合併特例債を使うために合併したのではありません。まだまだ続くであろう不景気のことを考えれば、市民の福祉を最優先に考えるべきです。よって、以下の2点についてお願いいたします。

請願項目。1. 火葬場計画は白紙に戻し、海部郡全体の広域で取り組み直すこと。2. 庁舎の検討は新築しないことを前提にまずは工夫すること。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第44・請願第2号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第44・請願第2号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○21番（永井千年君）

それでは、請願書の朗読と、紹介議員へのお願いの文書が来ておりますので、その一部を朗読して提案にかえたいと思います。

愛西市議会議長 加賀博殿。請願団体「共済の今日と未来を考える懇話会あいち」代表者 小林武。名古屋市昭和区妙見町19-2。愛知県保険医会館気付。

自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める請願書。紹介議員 永井千年、真野和久、加藤敏彦、宮本和子。

請願の趣旨。2006年4月1日に施行された新保険業法によって、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が、存続の危機に追い込まれています。保険業法改定の趣旨は、「共済」などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って損害を与えた、いわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。これらの「ニセ共済」は、商売を通じた顧客を相手にしていることや、実際には勧誘した商品を扱っていないこと、所在不明になっていることなどの特徴があります。こうした「ニセ共済」から消費者を守ることが法改定の趣旨であり目的です。新保険業法で自主共済を保険会社などと同列に規制することは、制度の存続を脅かし、制度廃止を強要するものです。

加入者の生活と健康、命を守ってきた自主共済が存続できなくなれば、加入者（消費者）に被害をもたらし、法改定の趣旨や目的に反することは明白です。

これまで、長年にわたり健全に運営してきた仲間同士の助け合い、「自主共済」に「儲けの論理」を押しつけることは認められません。

以上の点から、自主的に行っている共済制度の存続のために、保険業法から適用除外にすることを強く求めます。

それで団体ですが、このように述べています。

私たち「共済の今日と未来を考える懇話会あいち」は、愛知県下の商工自営業者や医療人、スポーツ愛好家、登山者など、さまざまな分野で活躍する団体が団体の構成員を対象に運営している共済を守るべく、新保険業法の適用除外を求める運動を進めるために2006年11月に結成した団体であります。これまでに国会請願署名や金融庁との交渉及び地元選出の衆参国會議員へ働きかけ、県下自治体へも陳情を行ってきた団体であります。この間、マスコミ各紙も、P T A共済50億円抱え廃業、共済や互助制度がなくなることによって加入者にどのような被害が起きるのかわからない。政府は、なぜ助け合いを認めないのか。金融庁は、自主共済については思いが及ばなかった。想定外だったのではないか。だからといって、これを社会的公益性、非営利性を無視して、淘汰の分類に押し込めるのは無理である。視点を改めて自主共済を規制の対象から外すべきであるなどと各マスコミも報道しています。各団体が会員の福利厚生を目的に実施するこの共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望を踏まえて創設され、今日まで運営、実績を積み重ね、健全に運営をしてきました。しかしながら、今日このような共済制度や互助制度が新保険業法の規制によって、制度廃止に追い込まれようとしています。私どものような懇話会が全国31都道府県で結成され、国會議員への要請など、さまざまな活動を展開しています。そして、懇話会のこの活動が反映して、全国では4県66市61町42村の173の自治体が意見書を採択しています。愛知県でも、2008年3月議会において扶桑町、6月議会で知立市、12月議会で新城市と設楽町で、趣旨採択で採択されました。このような例にならって、ぜひ貴議会でも意見書が採択されるように御協力をいただきたいと思います。このような趣旨の手紙が添えられていますので、以上をもって提案にかえます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第45・請願第3号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第45・請願第3号：「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正をもとめる請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○10番（真野和久君）

それでは、代読で提案にかえさせていただきます。

「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正をもとめる請願書。2009年2月20日。愛西市議會議長 加賀博様。請願者は、住所、名古屋市熱田区沢下町9-7、労働会館東

館3階、団体名、愛知県労働組合総連合、議長 羽根克明さんです。紹介議員は、永井千年、真野和久、加藤敏彦、宮本和子の4名です。

請願趣旨。世界金融危機に端を発する景気悪化に伴い、「派遣切り」「期間工切り」を初め深刻な雇用悪化が引き起こされています。さらに、派遣労働者の契約が3月以降に一斉に切れる「2009年問題」で、この年度末に向けて大量の雇いどめが心配されます。

契約期間満了の雇いどめは、「一定回数の更新、一定期間の勤続」の場合は、解雇権濫用法理が類推適用され、さらに今日の「非正規切り」は、契約途中で解雇されています。いずれも不当・違法行為がまかり通っています。ここまで社会問題化している現状を踏まえて、現行法規の厳格な適用とともに「非正規切り」防止のために、新規立法も含めて緊急措置をとることが必要だと思います。

同時に、このような事態を抜本的に改善するためには、労働者派遣法そのものの抜本的な改正が必要だと思います。

今国会には「日雇い派遣を原則禁止」とする改正法案が上程されています。また、製造業の派遣禁止に踏み込もうという動きが出てきております。前向きの議論だと思いますが、今日の雇用破壊の最大原因になっている「日雇い派遣・登録型派遣」の全面禁止、さらに社会保険・労働保険未加入などについて「派遣先責任」を明確にした上で、「派遣労働は臨時的、一時的な業務」に限定することが必要です。1999年までは派遣労働は原則禁止でした。今起きている問題を解決するためには、1999年以前の内容に戻す労働者派遣法の抜本改正が喫緊の課題だと考えます。

請願事項。1. 政府、関係機関に以下の趣旨の意見書を提出してください。①「非正規切り」防止のために、新規立法も含めて緊急措置をとること。②労働者派遣は、臨時的・一時的業務に限定した労働者派遣法の1999年以前の内容に抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第46・請願第4号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第46・請願第4号：ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○24番（加藤敏彦君）

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、請願文の朗読をもって提案とさせていただきますが、1字間違いがありますので、下から4段目ですが、逼迫の漢字が違っておりますので、訂正をお願いさせていただくということで御了解いただきたいと思います。

それでは、提案させていただきます。

2009年2月20日。愛西市議会議長 加賀博殿。請願団体は、西尾張農民組合。代表者は中島義雄。住所は、愛西市柚木町東田面735。紹介議員は、日本共産党議員団の永井千年、真野和

久、宮本和子、そして私、加藤敏彦です。

請願趣旨。この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の「食料サミット」が開催され、7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題とあわせて食料問題の解決が重要なテーマになりました。

食料価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうした中で、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間、77万トンも輸入されていますが、ことし4月には、価格高騰の影響で初めて不落札になるという事態になっています。

これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食料を直接奪うことにならざるを得ません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして生産調整が拡大・強化されていることからしても、ミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのように言いますが、本来、輸入は義務ではなく、「輸入の機会の提供」に過ぎません。

国際的に米や穀物の需給が逼迫し、先般、決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取りざたされています。今求められているのは、従来の枠組みにとらわれることのない危機的事態への対応です。

よって、次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提出することをお願いいたします。

請願事項としては、一つ、ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第47・選挙第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第47・選挙第1号：海部地区休日診療所組合議会議員の選挙についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤忠俊君）

それでは、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区休日診療所組合議会議員には、現在永井千年議員、後藤和巳議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成21年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。任期は、平成23年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第48・選挙第2号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第48・選挙第2号：海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（議会選出）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤忠俊君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員には、現在、近藤健一議員、八木一議員、鬼頭勝治議員、三輪久之議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成21年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。

なお、今回組合規約の改正により、愛西市選出の組合議員の定数は3名となっておりますが、議会選出組合議員は2名でございますので、よろしくお願いいたします。任期は平成25年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第49・選挙第3号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第49・選挙第3号：海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（市長推薦）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤忠俊君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

資料につきましては、皆様のお手元に配付させていただいておりますのでございます。

組合規約第6条ただし書きによる組合議会議員には、現在、愛西市消防団団長の石河靖雄氏に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成21年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。

なお、市長から、現在、愛西市消防団団長の石河靖雄氏が推薦されております。任期は平成25年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月11日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後2時58分 散会

